

社団法人日本スカッシュ協会 運営規則

第1章 総 則

(目的)

第1条 この運営規則は、社団法人日本スカッシュ協会定款第45条に基づき、この協会の組織、運営に関する細則を定めることを目的とする。

第2章 会員

(加入基準)

第2条 会員は、本協会の目的に賛同して入会、又は本協会事業を援助する個人又は法人その他の団体とする。

(会員種別)

第3条 定款第6条に基づく会員種別の内容は次のとおりとする。

① 正会員は、理事及び監事、県代表、運営委員、により構成される。

② 賛助会員は、団体会員、準団体会員、クラブチーム会員、学連団体会員、プロ選手会員、個人選手会員、ジュニア会員、学連会員、一般会員、後援会員、単発会員により構成される

(会員会費納入)

第4条 会員は、次に定める会員会費を納入する。

① 正会員は、次に定める負担金を納入する。

理事・監事・県代表・運営委員 年額 10,500 円

② 賛助会員は、次に定める会員会費を納入する。

団体会員 入会金 52,500 円、年会費（1口） 52,500 円

準団体会員 年会費 21,000 円

クラブチーム会員 年会費 21,000 円

プロ選手会員 年会費 12,900 円

個人選手会員 年会費 6,500 円

ジュニア会員 年会費 3,300 円

一般会員 年会費 4,400 円

後援会員 年会費 3,300 円

学連会員（関東学連）年会費 5,500 円

学連会員（関西学連）年会費 3,600 円

学連会員（上記以外）年会費 無料 別途一括納入

単発会員 年会費 なし（1回参加資格 2,200 円）

- ③ プロ選手会員、個人選手会員、及び一般会員は、会費納入を履行していない場合は、当該年度の本協会主催及び公認大会に出場することができない。

第3章 役員・常務理事・運営委員

（役員）

第5条

- 1 定款第12条が定める理事の定数10名以上15名以内の内訳は、以下の構成を目安とする。
 - ① 運営規則第9条に定める各専門委員会の委員長、又はこれに準ずる者 5名以上7名以内
 - ② 学識経験者 5名以上8名以内

（常務理事）

第6条 理事のうち若干名は、理事会が推薦し会長が委嘱して常務理事の任に当たる。常務理事は理事会の委任を受けて本協会の日常業務を決定執行する。常務理事のうち1名は事務局長として事務局を統括する。

（運営委員）

第7条

- 1 常務理事を補佐するため運営委員を置く。運営委員は業務上必要とする若干名にとどめ、何れかの専門委員会に属しその任に当たる。
- 2 常務理事と運営委員とは協力して運営委員会を構成し、日常業務執行に当たる。
- 3 各専門委員会の委員長はすべて運営委員に任じ、加えて各地区の支部代表者及び県代表者ならびに団体役員代表者及び学連の代表者のうちから理事会の推薦する者若干名と会長が推薦する者若干名が会長の任免の下に運営委員になる。

（役員のリ任・立候補）

第8条

理事会は、議案として総会の議に付すべき理事及び監事候補者名簿を作成する。その際立候補者は正会員3名のそれぞれ独立した書面による推薦状と立候補届けとを、所定の日時までに事務局長に手交又は書留郵便にて提出する。但し再任、重任者となる立候補者はこの手続きを省略できる。選挙管理委員会は正会員3名とし理事会の推薦により会長これを任命する。

第4章 専門委員会

(専門委員会)

第9条

- 1 定款第30条により、次の専門委員会をおき、所管事項について立案・審議し、理事会の承認を得た上でその内容を実施する。
 - ① 規則公認委員会
 - ② 選手強化委員会
 - ③ 競技委員会
 - ④ 総務委員会
 - ⑤ 普及渉外委員会
- 2 各委員会の委員長は、理事会の推薦に基づき、会長が委嘱する。
専門委員会に、副委員長をおくときは、委員長がこれを指名する。
- 3 各専門委員会の委員数は委員長を含む20名以内とする。
- 4 委員の任期は、定款16条の規定を準用する。
- 5 会長の指示があれば顧問は各専門委員会に出席、発言することができる。

(規則公認委員会)

第10条 規則公認委員会は次の事項を所管する。

- ① 大会・コート・ボール・用具等の公認に関すること。
- ② 競技ルール、大会運営ルール、ポイント制度等規則に関すること。
- ③ 世界スカッシュ連盟、アジアスカッシュ連盟、各国協会、男女国際プレーヤーズ協会等海外との連絡調整に関すること。

(選手強化委員会)

第11条 選手強化委員会は次の事項を所管する。

- ① 海外大会日本代表選手の選考。

- ② ナショナルチームの選手強化に関する事。
- ③ ジュニアの選手強化に関する事。
- ④ マスターズの選手強化に関する事。
- ⑤ 学生の選手強化に関する事。
- ⑥ スポーツ医学に関する事。
- ⑦ コーチ制度及び育成に関する事。

(競技委員会)

第12条 競技委員会は次の事項を所管する。

- ① 大会運営に関する事。
- ③ 審判制度及び育成に関する事。

(総務委員会)

第13条 総務委員会は次の事項を所管する。

- ① 会員管理に関する事。
- ② 地区組織の充実にに関する事。
- ③ 財務経理に関する事。
- ④ 事務局に関する事。
- ⑤ 機関誌・広報に関する事。
- ⑥ 総合的企画運営に関する事。

(普及渉外委員会)

第14条 普及渉外委員会は次の事項を所管する。

- ① 大会等のスポンサー対策及びその増進に関する事。
- ② スカッシュの普及イベントに関する事。
- ③ 会員の増加のための活動に関する事。
- ④ 生涯スポーツとしてのジュニア・一般・マスターズの普及振興に関する事

第5章 登録

(選手登録)

第15条

- 1 本協会並びに地区支部が主催又は公認する競技会に、競技者として参加しようとする者は、原則として、日本国籍を有し別に定める規定による登録手続きを完了した選手でなければ

ならない。但し、日本国籍を有しない者で、ひきつづき3カ月以上国内に居住する者については同様の扱いとする。

- 2 登録に関する規定及びアマチュア資格に関する規定は別に定める。

第6章 スポーツ仲裁

- 第16条 社団法人日本スカッシュ協会のする決定に対する不服申立は、日本スポーツ仲裁機構の「スポーツ仲裁規則」に従ってなされる仲裁により解決されるものとする。

第7章 細則

- 第17条 各種細則の制定、廃止については、運営委員会にて検討の上原案を作成し、理事会の承認を得るものとする。
各種細則の内容の一部変更について、その変更が急を要し、理事会の承認を得ることが時間的に困難な場合には、事後に理事会の承認を求めるものとする。但し、理事会の事後承認が得られなかった時は、その変更は効力を有しないものとする。

第8章 会議へのオブザーバー参加

(会議へのオブザーバー参加)

- 第18条 本協会組織の会議について、当該会議体の構成員でない正会員が傍聴を希望する場合、事前に当該会議体の議長から文書で傍聴の許可を受けた者はその会議を傍聴する事ができる。又議長から傍聴の依頼を受けた者（これら傍聴者を以下オブザーバーという）は許可の手続きなしで傍聴できる。
オブザーバーは議長の許可を受けた場合のみ発言でき、発言時間、内容等議長の指示に従う。議長から退席を求められた場合は直ちに退席しなければならない。

第9章 規則の変更

(規則の変更)

第19条 この規則の変更は、本協会理事会の議決を経て、総会の承認を得るものとする。

付 則

1 この規則にいう全国地区支部は次のとおりとする。

北海道支部	北海道
東北支部	宮城県、青森県、岩手県、秋田県、山形県、福島県、新潟県
関東支部	東京都、千葉県、神奈川県、埼玉県、栃木県、群馬県、茨城県、山梨県
中部支部	愛知県、岐阜県、静岡県、三重県、長野県、富山県、石川県、福井県
関西支部	大阪府、兵庫県、京都府、和歌山県、奈良県、滋賀県
中国四国支部	鳥取県、島根県、岡山県、広島県、山口県、徳島県、香川県、愛媛県、高知県
九州支部	福岡県、佐賀県、大分県、長崎県、熊本県、鹿児島県、宮崎県、沖縄県

2 この規則は、本協会の設立許可のあった日から施行する。

平成13年11月2日制定

平成18年3月8日改定

平成18年4月19日改定

平成18年6月10日改定

平成18年6月26日改定

平成22年3月13日改定

平成22年6月19日改定